

ゴールドマン・サックス・ギブズ・コミュニティ支援プログラム
進学支援プロジェクト『大学進学支援事業』
第10期奨学生の募集について
【募集要項】

1 趣 旨

本奨学金は、四年制もしくは六年制大学への進学を強く希望する児童福祉施設の児童に対し、高校3年次の進学塾代と大学在学中の修学資金（学費および生活費）を支給するとともに、施設とケースワーカーが連携して大学への進学と卒業をサポートします。

2 支援内容

- (1) 進学塾代（2019年4月から大学入学までの進学塾利用に必要な経費）の支給
- (2) 修学資金（2020年4月から大学在学中の学費および生活費）の支給
- (3) 東京ボランティア・市民活動センター（以下、本センター）のケースワーカーとの月1回程度の定期的な面談
- (4) 奨学生同士の交流会や学習会
- (5) 施設担当職員の情報交換会
- (6) ゴールドマン・サックス社の社員との交流

3 支援期間 2019年4月から大学卒業まで

4 募集人員 3名以内

5 応募締切 2018年11月30日（金）消印有効

6 実施主体 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター

7 対 象

以下の（1）～（5）の事項すべてに該当する方とします。

- (1) 2019年度に大学受験を予定し、2020年度に大学に入学する方
- (2) 東京都が委託する児童福祉施設（児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設）に2018年11月30日（応募締切日）の時点で在籍し、原則2020年4月に大学に入学するまで在籍する予定の方で、東京都が措置する方
- (3) 本センターのケースワーカーと定期的に（月1回程度）面談できる方
- (4) 大学入学後の居住地を東京都および近隣県に予定している方
- (5) 現在在籍している施設から下記のような協力が得られる方

- ① 推薦書類〔様式3〕の作成
- ② 2次選考（面接）への参加 [2019年2月2日（土）予定]
- ③ 進学塾代と修学資金の管理および報告
- ④ 本センターのケースワーカーとの連携ならびに奨学生への継続的支援
- ⑤ 本事業での経験について他の施設への紹介
- ⑥ 奨学生が在籍する高校へ、国からの給付奨学金（日本学生支援機構が運営）の申請

8 進学塾代の内容

大学に進学するための高校3年次における通塾費用を下記の通り支給します。
支給対象となるのは、2019年4月1日以降の進学塾代で、未払いのものです。

(1) 進学塾代：上限額 20万円/年（実費）

- ①進学塾代の対象となる「進学塾」とは、有償で学力の教授を対面で行うものであり、運営を一定期間以上継続しているところとします（通信教育や家庭教師は除く）。
- ②進学塾代は大学受験のための通塾費用であり、入会金、教材費、テスト代、模擬試験代などを含まず（交通費は除く）。

(2) 夏期・冬期講習会代：上限額 15万円/年（実費）

(3) 利用上の注意：

- ①進学塾代については公費や親等からの援助がある場合、それを優先的に活用した上で、限度額の範囲内で支給します。
- ②申請の際には、受講料や受講内容が掲載されている塾のパンフレット等の資料が必要となります。
- ③進学塾代については2019年度の終わりに精算および報告が必要となります。
- ④大学合格等により、進学塾代を使用しなくなった場合は、残金をすみやかに返金していただきます。
- ⑤真にやむを得ない事情により進学塾代の辞退を希望する場合は、本センターへすみやかに電話連絡をするとともに、「申込取下書」〔様式7〕を提出してください。真にやむを得ない事情とは、病気や事故による長期の入院や療養を必要とする場合を指します。本プロジェクトの選考委員会が当該申し出を認める必要があります。
- ⑥四年制もしくは六年制大学を受験しない、あるいは入学しない場合は、奨学生の対象からはずれ、真にやむを得ない事情以外の場合は奨学金（進学塾代）の返還を求める場合があります。
- ⑦進学塾代の支給後、申請に不正が認められる場合や目的に反する使用が確認された場合は、児童が在籍する児童福祉施設に対して返還を求めます。

9 修学資金の内容

(1) 大学入学および在学中の学費と生活費について、下記のような内容で支給します。

修学資金は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費や大学進学等自立生活支度費、自立生活スタート支援事業、そして学生支援機構の給付奨学金などの公的な支援制度や、本修学資金と大学在学中に併給可能な他の奨学金（例えば、西脇基金、親等からの援助（可能な場合））を活用することを前提とし、それらを差し引いた額を限度額の範囲内で支給します。限度額が設定されていない場合は、実費となります。

【参考】2018年度時点のものです。今後の社会情勢等により変更する場合があります。

	対象経費	内 容
ア	受験料	大学受験に際し1校分の実費をお支払します（合格した場合のみ）。 ただし、 <u>児童養護施設</u> は東京都民間社会福祉施設サービス推進費の活用を優先しますので対象外です。 <u>母子生活支援施設</u> は東京都社会福祉協議会の受験生チャレンジ支援貸付事業を優先します。
イ	入学金および初年度の学費	初年度に大学に納入する入学金や学費（授業料、施設整備費などの諸経費）の実費をお支払いします。 但し、 <u>母子生活支援施設以外の施設</u> は、学生支援機構の給付奨学金、東京都民間社会福祉施設サービス推進費「大学等入学支度金」、自立生活スタート支援事業「就学支度資金」、西脇基金等の活用を優先します。
ウ	2年生以降の学費	学費（授業料、施設整備費などの諸経費）を大学在学中に継続して支給します。なお、学生支援機構の給付奨学金、西脇基金等の活用を優先します。

エ	初年度の学用品および教科書・参考図書類の経費	進学に際し必要な学用品および教科書・参考図書類に関する経費を、上限額の範囲内で支給します。◆上限額 81,260円（一時金・実費） ただし、 <u>児童養護施設および児童自立支援施設</u> は大学進学等自立生活支度費等の活用を優先しますので対象外です。2年目からの教科書・参考図書代は実費を支給します。
オ	通学費	自宅から大学へ通学するのに要する年間の費用を、上限額の範囲内で大学在学中に継続して支給します。ただし、原則として、公共交通機関を利用し、6ヶ月定期を購入することを前提とします。◆上限額 60,000円／年（実費）
カ	転居費	進学にともなう転居等に要する費用（敷金、礼金、運送代等）は、上限額の範囲内でお支払いします。 ◆上限額 320,000円（一時金・実費） ただし、 <u>母子生活支援施設以外の施設</u> は、大学進学等自立生活支度費、自立生活スタート支援事業「転居資金」等の活用を優先します。
キ	生活費	入学にともなうアパート家賃、公共料金、社会保険料、食費、衣料費等の生活に必要な経費を上限額の範囲内で大学在学中に継続して支給します。 ※親族等と同居される場合は原則として生活費の支給はありません。 ◆上限額 840,000円／年（実費）

(2) 利用上の注意

- ①修学資金は大学入学試験の合格決定により、見積り等で必要額を確認したうえ、限度額の範囲内で支給します。
- ②留年や休学は原則的に認めません。成績不良等による留年の場合は、支援を打ち切るとともに、修学資金の返還を求めます。
- ③病気や事故による長期の入院や療養を必要とする場合は、医師による「診断書」をすみやかに提出してください。選考委員会の判断により当該年度に限り留年や休学を認める場合があります。
- ④大学を中退した場合は、真にやむをえない事情を除き、修学資金の返還を求めます。
- ⑤真にやむを得ない事情により修学資金の辞退を希望する場合は、本センターへすみやかに電話連絡をするとともに、「申込取下書」を提出してください。真にやむを得ない事情とは、病気や事故による長期の入院や療養を必要とする場合を指します。選考委員会が当該申し出を認める必要があります。
- ⑥修学資金の支給後、申請に不正が認められたり、修学資金の目的に反する使用が確認された場合は、奨学生としての資格を喪失し、修学資金の返還を求めます。

10 奨学生の選考と支援の流れ

- (1) 高校2年次：本事業に応募し、奨学生は書類による1次選考および選考委員会の面接による2次選考で決定します。選考された場合は、2018年度末に進学塾代が支給され、オリエンテーションに参加します。
- (2) 高校3年次：通塾しながら、ケースワーカーと月1回程度の面談を行います。

夏にはゴールドマン・サックス社を訪問し、社員の方々とこれからの進路を考えるイベントに参加します。大学に合格した場合は、原則として年度末に修学資金を支給します。

- (3) 大学1～4年次：毎年、年度始めの説明会に参加し、施設担当職員およびケースワーカーと月1回程度の面談を行います。本事業の各種イベントにも参加し、年度末には報告書と継続申請書を提出します。翌年の支援の継続については選考委員会による承認を受ける必要があります。

【高校2年次】

(1) 事前相談と説明会
2018年7月～11月

- ・募集要項や応募書類の記入方法等についてご質問がございましたら、本センターまでお問合せください。

(2) 応募書類の送付
2018年11月30日(金)
消印有効

- ・本募集要項に添付している「申込書鑑文」〔様式1〕「申込書(本人記入)」〔様式2〕、「調査書(内申書)」、「推薦書(施設記入)」〔様式3〕、「進学塾代計算書」〔様式4〕「生活設計表」〔様式5〕を本センターまでお送りください。様式1～5は下記のサイトからダウンロードできます。
<http://www.tvac.or.jp/gs>

- ・受付期間内に届かなかつたり、記載漏れや書類不備の場合は受付できません(特に申込書の自署欄等の書き忘れには注意してください)。

(3) 書類による1次選考
2018年12月下旬

- ・応募者多数の場合は書類審査(1次選考)を行い、面接(2次選考)に参加する方を選出します。1次選考の結果については本センターより各施設にご連絡いたします。

(4) 面接による2次選考
2019年2月2日(土)

- ・選考委員会において、児童および施設長と担当職員との面接を行います。
- ・選考委員会での協議に基づき、奨学生を決定します。本センターより「決定文書」と進学塾代の「振込依頼書」〔様式6〕を施設宛てにお送りします。

(5) 振込依頼書等の提出
2019年2月下旬

- ・「振込依頼書」〔様式6〕を作成し、本センターまでお送りください。
- ・すでにご提出いただいている「進学塾代計算書」〔様式4〕に変更がある場合は再提出していただきます。

(6) 進学塾代の支給
2019年3月下旬

- ・指定口座へ進学塾代を振り込みます。

(7) 高校奨学生オリエン
テーション
2019年3月または4月

- ・高校奨学生と施設職員を対象として、高校3年次の支援について説明します。
- ・「奨学生に関する情報共有の同意書」の提出をお願いします

【高校3年次】

(8) ケースワーカーとの
面談の開始
2019年4月以降

- ・奨学生と施設職員とケースワーカーが毎月1回程度の面談をしながら、大学進学をサポートします。

(9) キャリアメンタリング
への参加
2019年8月

- ・ゴールドマン・サックス社において、社員の方々と交流しながら、今後の進路について考えます。

(10) 修学資金等説明会
および申請書類の提出
2019年9～10月

- ・施設職員を対象として、大学入学後の支援や修学資金の申請について説明します。
- ・申請書類に必要な事項を記入の上、本センターに提出してください。

(11) 選考委員会での承認
2019年11月以降

- ・選考委員会が修学資金について審査と承認を行います。

(12) 受験結果報告および
振込依頼書と年度報告書
の提出
原則2020年2月～3月

- ・奨学生は、大学受験の可否結果をまず電話で本センターまでお知らせください。
- ・合格した場合、「振込依頼書」、「修学資金計算書」を修正したもの、「合格証の写し」を本センターまで送ってください。
- ・高校3年次の「収支報告書」〔様式10〕、「生活状況報告書」〔様式11〕を提出してください。

(13) 修学資金の支給
原則2020年3月下旬

- ・大学1年次に必要な修学資金を指定された口座に振り込みます。
- ・合格について本センターへの連絡が3月下旬となった場合は、4月初めの振込みとなる場合があります。

【大学1～4年次】

(14) 大学奨学生説明会 および面談の開始 毎年 4 月頃

- ・大学奨学生を対象とした各年度の説明会があります。
- ・施設の担当職員とケースワーカーとの月 1 回の面談が開始されます。

(15) 年度報告書および 継続申請書の提出 毎年 2 月頃

- ・年度ごとに、奨学生と施設は学習状況や生活状況、奨学金の支出についての「**収支報告書**」と次年度のための「**継続申請書**」を提出し、選考委員会からの承認を得る必要があります。

(16) 修学資金の支給 毎年 3 月下旬

- ・継続申請が承認されたら、次年度の修学資金を振り込みます。

11 学生支援機構の「給付奨学金」への申込・継続等の協力

高校 3 年次に学生支援機構が運営する国からの給付奨学金に必ず申込をしてください。
採用候補者に決定した場合は、大学入学後に書類の提出や在籍確認等があります。

12 進学塾代および修学資金の管理と報告

(1) 児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホームの場合

進学塾代については、本センターより施設が指定する口座に振り込みますので、施設で適正に管理してください。その際の会計処理としては、収入は「雑収入」、支出は事業費の「教育指導費」とします。また、年度の終了後に報告書の提出が必要となりますので、支払について確認できる領収書または通帳のコピーを添付してください。詳細については、2019 年 3 月のオリエンテーションでお伝えします。

大学の修学資金については、奨学生名の「預金口座」に振り込みます。施設は奨学生と「**修学資金管理委託書**」を取り交わしたうえで、奨学生の修学資金を管理してください。施設の「**預かり通帳管理規程**」が設けられていない場合は、作成をお願いします。なお、こうした規定が整備されていない場合は、『社会福祉施設・事業者のための規程集（運営編）』（本会発行）を参考に規定を設けてください。詳細については、2019 年 10 月頃の説明会でお伝えします。

(2) 母子生活支援施設の場合

高校 3 年次の進学塾代および大学在学中の修学資金については、奨学生名の「預金口座」に振り込みます。施設は奨学生と「**修学資金管理委託書**」を取り交わしたうえで、奨学生の修学資金を管理してください。施設の「**預かり通帳管理規程**」が設けられていない場合は、作成をお願いします。なお、こうした規定が整備されていない場合は、『社会福祉施設・事業者のための規程集（運営編）』（本会発行）を参考に規定を設けてください。詳細については、支援決定後に説明します。

13 奨学生の責務

- (1) 高校奨学生は、大学進学に向けた学習に励むとともに、自立した生活ができるように準備をしてください。
- (2) 大学奨学生は、4 年間（医・獣医・薬学部は 6 年間）で大学を卒業し、就職してください。
- (3) 修学資金で不足する生活費については、学業に支障のない範囲でアルバイトをしたり、預貯金を使う等で補ってください。

- (4) 施設の担当職員と協力し、各年度末には報告書と継続申請書を提出してください。報告書には領収書の添付が必要となりますので、保管・整理しておいてください。
- (5) 施設の担当職員や本センターのケースワーカーと定期的に（月1回程度）面談し、助言や支援を受けてください。大学や生活面での悩みや困ったことは、早い段階で施設の担当職員や本センターのケースワーカーに相談してください。
- (6) 奨学生は奨学生同士の交流会や学習会、ゴールドマン・サックスの社員との交流会に出席してください。
- (7) さまざまな機会を通して、施設の子どもたちに大学生活について紹介してください。

14 施設の方をお願いしたいこと

本事業に応募するにあたって、ご協力いただきたいことは以下の通りです。

(1) 児童と大学進学についてよく話し合ってください。

本事業に応募するにあたっては、なぜ、大学に行きたいのか、将来どのような職業に就きたいのか、そのためにはどのような大学・学部に進めばよいのかについて、児童とよく話し合ってください。最終的には子ども自身が本当に大学に行きたいかどうかを決めるようにしてください。

(2) 大学についてよく調べてください。

大学の特徴や校風、教師陣、授業内容、取得できる資格、受験科目、受験方法、受験料、学費、奨学金の有無等について、大学のホームページを見たり、大学に資料を請求したり、大学を訪問したり、在学生・卒業生の話を聞いたりしながらよく調べてください。特に、希望する大学・学部と児童の学力や性格があっているかを確認してください。

(3) 適切な塾を選択してください。

上記(1)、(2)を踏まえ、どのような塾に行くべきか、塾のホームページを見たり、塾に資料を請求したり、無料体験授業の受講や見学等を通じ、複数の塾を比較検討し、最適な塾を選んでください。「通いなれた塾である」や「施設から近い」という理由のみでは不十分です。塾の指導方法（一斉指導、少人数の個別指導、個人指導）、塾代、受講科目、塾の評判、実績、面接や小論文対策の可否、受験や進路のアドバイスの可否、児童の学校生活や施設の生活との適合性についてもよく検討してください。塾に通うことで部活やアルバイト、余暇時間がある程度制限されることとなります。子ども自身が学習を優先できるようにサポートしてください。

(4) 施設の支援体制をつくってください。

本センターのケースワーカーと密に連絡を取りながら、奨学生が受験を乗り越え、また、大学生活を経て、卒業するまでの継続的な支援ができるような体制を作ってください。担当者一人にまかせるのではなく、施設長を始め、他の職員、ボランティア等、施設全体で奨学生を支えてください。

また、退所前には、自立生活ができるように、食事づくり、健康管理、金銭管理、時間管理、人間関係づくりができるようにご指導いただくとともに、児童が悩みやトラブルを抱えたときにすぐに相談できるような関係性を作ってください。特に大学入学時につきましては、児童が孤独にならないような配慮とサポートをお願いします。

(5) ロールモデルになってください。

奨学生の頑張っている姿が、施設の子どもたちにより影響を与えられるように、奨学生を施設に招き、大学での体験を紹介するような機会を積極的に作ってください。また、施設自体が進学支援のロールモデルとなり、他の施設へのアドバイスをお願いします。

15 個人情報保護に関して

本事業で知りえたあらゆる個人情報については、本会の個人情報保護規程に基づき適正に取り扱います。詳細は、「社会福祉法人東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」をご参照ください。

http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/privacy_personal.html

16 本事業のお申込・お問合せ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター
(担当：松崎・今井・脇田・河村)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10F (月曜日・祝日定休)

Tel : 03-3235-1171 Fax : 03-3235-0050 E-mail : gs-singaku@tvac.or.jp

- ◆本事業に関するサイト <http://gs.tvac.or.jp/>
- ◆本事業の応募様式類は上記サイトからダウンロードできます

【交通案内】

JR 総武線飯田橋駅 東口・西口
地下鉄有楽町線・南北線・東西線・大江戸線
飯田橋駅B2b出口

